

遺産分割事件

手続きにかかる費用

遺産分割が
・まとまらない
・進め方が分からない
などはこちら！

(1) 調停手続申込み時の手数料（申込人負担）

5,000円×当事者の人数（税別）

(2) 調停期日ごとの手数料（原則、申込人負担）

（初回）10,000円（税別） （2回目以降）10,000円×当事者の人数（税別）

(3) 合意成立手数料として以下の通り

合意した遺産の総額	合意成立手数料（税別）
①5000万円以下	合意金額 × 1%
②5000万円超	50万円 + (合意金額 - 5000万円) × 0.5%

(注) 遺産の額は、以下の通り算出いたします。

- ・金融資産…調停の場において当事者間で採用された資料を用いて算出
- ・不動産 …固定資産税評価額にて算出

(注) センターの所在地以外の場所で調停の開催を希望する利用者は、当該場所までに要する手続実施者の交通費、当該場所の会場借料その他の実費を別途頂きます。一般民事事件や離婚等事件でも同様です。

一般民事事件～後記の離婚等事件や遺産分割事件を除いた全ての事件のこと～

手続きにかかる費用

・賃貸借のトラブル
・お金の貸し借り紛争
などはこちら！

- (1) 調停手続申込み時の手数料（申込人負担）
20,000円（税別）
- (2) 調停期日ごとの手数料（原則、申込人負担）
10,000円（税別）
- (3) 合意成立手数料として以下の通り

合意した金額	合意成立手数料（税別）
①140万円以下	無料
②140万円超300万円以下	3万円+（合意金額-140万円）×5%
③300万円超1000万円以下	11万円+（合意金額-300万円）×3%
④1000万円超	32万円+（合意金額-1000万円）×1%
⑤算定不能	5万円

離婚等請求事件

～離婚、親権者の指定、面会交流、養育費、慰謝料、財産分与その他の夫婦関係の調整を求める事件のこと～

手続きにかかる費用

(1) 調停手続申込み時の手数料（申込人負担）

50,000円（税別）

(2) 調停期日ごとの手数料（原則、申込人負担）

（初回）無料 （2回目以降）50,000円（税別）

(3) 合意成立手数料として以下の通り

無料

（注）離婚後に、養育費や扶養料などの継続的給付を話し合うときは、
一般民事事件の手続き費用をご覧ください。

これからのことを
しっかり話し合いたい
二人はこちら！

(例) 遺産分割事件

申込人：A 他の相続人：B、C

相続財産：土地（2,000万円）、預金（3,000万円）、有価証券（1,000万円）

調停回数：1回目で解決 調停内容：Aが土地 Bが預金、Cが有価証券 をそれぞれ取得

手続きにかかる費用

(1) 調停手続申込み時の手数料（申込人負担）

5,000円×3人=15,000円（税別）

(2) 調停期日ごとの手数料（原則、申込人負担）

初回 10,000円（税別）

(3) 合意成立手数料として以下の通り

合意した遺産の総額

=土地（2,000万円）+預金（3,000万円）+有価証券（1,000万円）

=6,000万円 ⇨ 5,000万円を超えている

合意成立手数料の計算

50万円+（6,000万円-5,000万円）×0.5% = 55万円

※A18万3,333円、B27万5,000円、C9万1,667円（いずれも税別）が各自の合意成立手数料